

防災重点ため池 再選定基準

防災重点ため池の再選定

—防災重点ため池の選定基準—

防災重点ため池は、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」とし具体的選定基準は

- ① ため池から 100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等（以下、「家屋等」）があるもの
- ② ため池から 100～500mの浸水区域内に家屋等があり、かつ貯水量 1,000m³ 以上のもの
- ③ ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋等があり、かつ貯水量 5,000m³ 以上のもの
- ④ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊土質及び地形等から、県又は市町が特に必要と認めるもの